

規 則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則（平成二十二年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。